

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第21号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(授業料の納付) 第18条の2 <u>毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。</u>  2 略	(授業料の納付) 第18条の2 授業料は、 <u>毎月10日までに納付しなければならない。ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については9月10日までに納付しなければならない。</u>  2 略

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(授業料の納付) 第18条の2 <u>毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。</u>  2 略	(授業料の納付) 第18条の2 授業料は、 <u>毎月10日までに納付しなければならない。ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については、9月10日までに納付しなければならない。</u>  2 略

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(授業料の納付) 第19条 毎月分の授業料は、<u>その月の末日までに納付</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(授業料の納付) 第19条 授業料は、<u>毎月10日までに納付</u>しなければならない。<u>ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については9月10日までに納付</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。